

令和 8 年 3 月 3 日  
建設常任委員会資料

## 第374回兵庫県議会提出議案審査参考資料

### 【令和 7 年度案件】

#### (予算案件)

第 151 号議案	令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算（第 8 号）中 第 1 表 歳出関係部分 第 2 表 関係部分	.....	3
第 152 号議案	令和 7 年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算（第 1 号）中 関係部分	.....	3
第 155 号議案	令和 7 年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）		
第 156 号議案	令和 7 年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算 （第 1 号）中 関係部分	.....	3

#### (事件決議案件)

第 182 号議案	国土利用計画（兵庫県計画）の改定	.....	6
第 189 号議案	兵庫県立いなみ野特別支援学校本館棟外建築工事請負契約の変更	.....	10

### 【令和 8 年度案件】

#### (条例案件)

第 28 号議案	使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設 置及び管理に関する条例の一部を改正する条例中 関係部分	.....	12
----------	--	-------	----

#### (事件決議案件)

第 57 号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立明石公園）	.....	16
第 58 号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路夢舞台公苑等 3 施設 （兵庫県立淡路夢舞台公苑、兵庫県立灘山緑地、兵庫県立淡路島 公園ハイウェイオアシスゾーン）	.....	16

まちづくり部

# 令和7年度 予算案件

# 令和7年度2月補正予算について | まちづくり部

## 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計予算額①	今回補正額②	合計③ ①+②
一般会計	19,270,072	△ 1,981,419	17,288,653
特別会計計	28,049,743	△ 1,153,788	26,895,955
県有環境林事業	52,187	11,230	63,417
県営住宅事業	27,823,864	△ 1,170,899	26,652,965
勤労者総合福祉施設整備事業	173,692	5,881	179,573
合計	47,319,815	△ 3,135,207	44,184,608

## 補正予算の主なもの

### ■ 一般会計①

(単位：千円)

区分	現計予算額①	今回補正額②	主な内容
<b>公共事業費</b> ※国土強靱化緊急対策事業費含む	<b>3,407,000</b>	<b>△ 1,310,965</b>	当初予算及び補正予算分に係る公共事業の国内示減
公園	1,468,000	△ 390,605	
区画整理	1,939,000	△ 920,360	
<b>国直轄事業負担金</b> ※国直轄国土強靱化緊急対策事業負担金含む	<b>215,000</b>	<b>△ 21,645</b>	当初予算及び補正予算分に係る負担金の減
公園	215,000	△ 21,645	
<b>災害復旧事業費</b>	<b>100,000</b>	<b>△ 100,000</b>	災害復旧(公共土木施設)に係る所要額の減
<b>都市再開発事業推進費</b>	<b>5,763,033</b>	<b>△ 195,451</b>	<b>市街地再開発事業推進費の国内示減</b> ・ 三田駅前Cブロック △223,298千円 (722,890千円 → 499,592千円) ・ JR西宮駅南西 △78,768千円 (498,864千円 → 420,096千円)

## 補正予算の主なもの

## ■ 一般会計②

(単位：千円)

区分	現計予算額①	今回補正額②	主な内容
ひょうご花緑創造プラン推進費	663,139	△ 115,559	県民まちなみ緑化事業 △115,498千円 (640,000千円 → 524,502千円) ・補助申請の実績減
建築防災等対策推進費	236,664	△ 86,137	大・中規模多数利用建築物等耐震化助成制度事業 △52,880千円(80,693千円 → 27,813千円) ・実施箇所数の減による実績減
住宅政策推進費	451,167	△ 83,171	子育て住宅総合支援事業 △67,154千円 (157,298千円 → 90,144千円) ・国内示減及びR6年度未指定地区の募集期間が短かったこと等による実績減
合計 (一般会計①+②)	10,836,003	△ 1,912,928	

## 補正予算の主なもの

## ■ 特別会計

(単位：千円)

区分	現計予算額①	今回補正額②	主な内容
県営住宅事業	9,556,001	△ 1,101,322	
公営住宅整備費	5,794,425	△ 655,330	県営住宅整備事業 △658,442千円 (5,674,415千円 → 5,015,973千円) ・県営住宅整備事業の国内示減等
県営住宅団地環境改善事業費	3,761,576	△ 445,992	県営住宅修繕事業 △243,953千円 (734,000千円 → 490,047千円) ・外壁改修工事等の国内示減等 県営住宅集約事業 △166,135千円 (638,434千円 → 472,299千円) ・解体撤去工事等の国内示減等
合計	9,556,001	△ 1,101,322	

## 令和7年度 事件決議案件

## 第182号議案 国土利用計画（兵庫県計画）の改定

現行の国土利用計画（兵庫県計画）の計画期間が終了することから、少子高齢化や人口減少等が加速する社会経済状況を踏まえ、国土利用計画（兵庫県計画）を次のとおり改定する。

### 1 基本的事項

#### (1) 計画の位置付け

- ア 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条に基づき都道府県が定める国土の利用に関し必要な事項を定める計画
- イ 国土利用計画法に基づき都道府県が定める土地利用基本計画や市町村が定める国土利用計画（市町村計画）の基本となる計画

#### (2) 計画期間

令和5年を基準年次とし、令和15年を目標年次とする。

### 2 県土利用に関する基本構想

#### (1) 県土利用の基本方針

##### ア 県土利用をめぐる現状と課題

人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応、大規模自然災害等に対する脆弱性の解消と危機への対応、自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応、デジタルの徹底活用、官民連携

##### イ 県土利用の基本方針

###### (ア) 基本理念

自然環境の保全を図りつつ、各地域の自然、社会、経済及び文化などを生かした自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先する中で安全かつ健康で文化的な生活環境の確保とこれからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展を図る。

###### (イ) 県土利用の基本方針

###### a 兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理

###### (a) 県土全体の利益の実現

持続可能な県土構造（地域連携型都市構造）の実現、地域の特性に応じたきめ細かな土地利用の推進、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等の有効活用、農地や森林等からの土地利用の転換抑制等

###### (b) 土地本来の災害リスクの軽減

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策、災害の発生リスクの高いエリア等における住宅等の建築抑制や構造規制、より安全なエリアへの居住機能の誘導、グリーンインフラや森林整備等による防災機能の維持・向上等

###### (c) 健全な生態系の確保

ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せること）の考えに根ざした県土利用・管理、農業等産業の振興を図りつつ、自然環境や生態系を保全・再生・活用する土地利

用の推進、大規模な太陽光発電施設などの周辺環境への配慮、特に災害の発生するおそれが高いエリアでの立地抑制等

b 複合的な施策と県土利用・管理DXの推進

分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討するなどDXの活用を推進

c 多様な主体の参画と協働による県土利用・管理

様々な主体が自らの地域の土地利用等について検討するなど、更なる地域主体の取組の促進

(2) 地域類型別・利用区分別・地域別の県土利用の基本方針

地域類型別		利用区分別		地域別		
都市	・都市機能の更新・充実、低未利用土地や空き家等の有効活用等、土地利用の効率化	農地	・優良農地の確保 ・不断の良好な管理を通じ、農地の有する多面的機能の維持・発揮	神戸・阪神地域	・震災復興から得た経験と教訓を踏まえたインフラ整備等安全・安心で快適な都市環境の創造	
大都市圏	・土地の有効利用・高度利用の推進、都市緑地の保全・創出	森林	・森林の整備及び山地防災・土砂災害対策の更なる推進	播磨地域	播磨東部	・臨海部の工業地帯、内陸部の水田地帯など地域の様々な資源を生かした土地利用の推進
準大都市圏	・大都市との連携、交通ネットワークの強化や交通手段の利便性の確保	水面・河川・水路	・安全性向上のための河川整備等による既存用地の持続的な利用			播磨西部
都市緑辺部	・オールドニュータウンの再生	道路	・「基幹道路八連携軸」をはじめとする暮らしと交通を支える道路網の整備	但馬地域		・農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全 ・世界ジオパークに認定された山陰海岸など、特色ある自然的土地利用の保全
地方都市圏	・地域特性や資源を生かした土地利用					
多自然地域の集落	・多様な地域資源を適切に維持管理し、活力ある地域社会を構築 ・人と野生動物が棲み分ける土地利用	宅地	(住宅地) ・良好な居住環境の形成 ・災害リスクの高いエリアでの整備を適切に制限 ・農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保 (工業用地) ・計画的土地利用による産業集積の促進	丹波地域	・「丹波の森構想」を推進し、ゆとりと潤いのある生活空間の形成	
自然維持地域	・野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保 ・広域的な生態系ネットワーク化の促進	その他	・低未利用土地の発生を抑制	淡路地域	・自然環境と調和した生活空間と観光交流の島として多彩な交流空間の形成	

### 3 県土の利用区分ごとの規模の目標

各利用区分の近年の増減傾向や今後の人口予測等を踏まえつつ、県土利用の基本方針を考慮し設定

表1 県土の利用区分ごとの規模の実績と目標 (単位:ha)

利用区分	実績値 令和5年	目標値 令和15年	構成比		増減
			令和5年	令和15年	
農地	72,010	68,240	8.6%	8.1%	△3,770
優良農地*	61,260	60,160	7.3%	7.2%	△1,100
その他の農地	10,750	8,080	1.3%	1.0%	△2,670
森林	559,170	557,740	66.6%	66.4%	△1,430
水面・河川・水路	32,170	32,050	3.8%	3.8%	△120
道路	35,900	36,190	4.3%	4.3%	290
宅地	67,340	68,220	8.0%	8.1%	880
住宅地	39,250	39,840	4.7%	4.7%	590
工業用地	8,390	8,680	1.0%	1.0%	290
その他の宅地	19,700	19,700	2.3%	2.3%	0
その他	73,510	77,790	8.8%	9.3%	4,280
県土面積	840,100	840,230	100.0%	100.0%	130

※農業振興地域整備基本方針に定める農業振興地域の農用地区域において確保すべき農地

### 4 前項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

#### (1) 土地利用関連法制等の適切な運用

土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整等

#### (2) 県土利用の基本方針に即した措置

##### ア 兵庫の強みを活かした県土利用・管理

(ア) 都市機能や生活拠点としての機能を地域全体で分担・連携するための立地誘導等の推進

(イ) 災害リスクの高いエリアにおける土地利用制限を行う規制区域の指定の促進及び災害リスクの低いエリアへの公共施設等の立地促進

(ウ) 高い価値を有する原生的な自然や整備された里山林などの二次的自然、生物多様性の損失や森林の消失などが生じた地域など、段階に応じた自然の適切な保全及び広域的な生態系ネットワークの形成等

##### イ 複合的な施策と県土利用・管理DXの推進

県土の状況把握・見える化や課題に応じたデジタル技術の開発・実装を推進し、県土利用・管理の効率化・高度化を推進等

##### ウ 多様な主体の参画と協働による県土利用・管理

多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保により、適正な地域の管理を促進等

(3) 施策実施の前提となる措置

ア 県土に関する調査の推進

都市計画基礎調査等県土に関する基礎的な調査の推進及び県内の市町における地籍調査の計画的な実施の促進等

イ 計画の効果的な推進

県土利用の状況や現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、効果的な施策の推進等

## 第189号議案 兵庫県立いなみ野特別支援学校本館棟外建築工事請負契約の変更

第372回兵庫県議会において議決のあった、第100号議案 兵庫県立いなみ野特別支援学校本館棟外建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

### 1 工事名

兵庫県立いなみ野特別支援学校本館棟外建築工事

### 2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
3,769,700,000円	3,816,709,600円	47,009,600円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
342,700,000円	346,973,600円	4,273,600円

### 3 契約の相手方

たかごしそねちよう  
高砂市曾根町2257番地の1

ソネック・まえかわ前川・ひらにしき平錦特別共同企業体

(代表者)

株式会社ソネック

代表取締役社長 やまもと山本 たかひろ貴弘

(構成員)

・まえかわ前川建設株式会社

代表取締役社長 まえかわ前川 やすひろ容洋

・ひらにしき平錦建設株式会社

代表取締役 かつま勝間 いさお功雄

### 4 変更の理由

「令和7年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和7年2月25日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

## 令和8年度 条例案件

## 第28号議案 使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

- (1) 前回改定（平成26年度）からの物価上昇等を考慮し、高齢者の居住の安定確保に関する法律に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という）の登録手数料等について、その適正化を図るため、所要の整備を行う。
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、特定行政庁が許可したものについて、容積率の特例に加え、新たに各部分の高さの特例が追加されたこと等を踏まえ、所要の整備を行う。
- (3) その他所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

使用料及び手数料徴収条例の一部改正

#### (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料

物価上昇等を考慮し、登録手数料等の適正化を図るもの

##### ア 既存手数料の見直し

名称	主なもの			
	事務の区分	現行	改正後	
サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料及び登録更新手数料	住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円	42,000円	
	各戸の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるもの（以下この表において「台所等」という）である場合	41,600円	49,800円	
	法第6条第1項第12号の前払金を受領する住宅事業とするものである場合	6,200円	6,300円	
	住宅への入居に係る契約を賃貸借契約以外の契約とするものである場合	4,200円	4,200円	
サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料	住宅を追加するもの（以下2(1)ア及びイにおいて「追加変更」という）である場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円	42,000円
		各戸の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合又は共用部分に共同して利用するための台所等を備えるものである場合	41,600円	49,800円

各戸の床面積を18㎡以上25㎡未満とするもの又は住宅の共用部分に共同して利用するための台所等を備えるもの（以下2(1)ア及びイにおいて「面積等変更」という）である場合	面積等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	7,600円	7,800円
住宅の追加変更と面積等変更とを併せて行う場合	面積等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	41,600円	49,800円
法第6条第1項第12号の前払金を受領する住宅事業とするものである場合		6,200円	6,300円
住宅への入居に係る契約を賃貸借契約以外の契約とするものである場合		4,200円	4,200円

イ サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料に以下の区分を新設

主なもの		
事務の区分		新設
登録事項の変更が法第6条第1項第9号から第11号まで若しくは第14号に掲げる事項又は同項第15号に掲げる事項（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第6条第5号に掲げる事項のうち高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合における当該事業者の委託契約に係る事項に限る。）（以下この部において「入居者の資格等変更」という。）である場合		16,000円
住宅の規模又は構造若しくは設備を変更するもの（以下この表において「規模等変更」という）である場合	規模等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
追加変更と規模等変更とを併せて行う場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
追加変更と入居者の資格等変更とを併せて行う場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
規模等変更と入居者の資格等変更とを併せて行う場合	規模等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
追加変更と規模等変更と入居者の資格等変更を併せて行う場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円

(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する手数料

現行		改正後		手数料
名称	事務の区分	名称	事務の区分	
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	マンションの <u>建替え</u> 等の円滑化に関する <u>法律第105条</u> 第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は <u>は要除却等認定マンションに係るマンションの更新</u> がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	マンションの <u>再生</u> 等の円滑化に関する <u>法律第163条</u> の <u>59</u> 第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円

(3) 建築基準法施行令の一部改正に伴い、本則の表21の部(41)の4の2中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2(3)は公布の日

(2) 経過措置

2(1)は、この条例の施行の日以降にされる高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料について適用し、同日前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料については、従前の例による。

## 令和8年度 事件決議案件

## 第57～58号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立明石公園	明石市明石公園 1 番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 多田 欣也	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 明石公園は、管理運営に当たり高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であり、県立都市公園における十分な管理運営実績及び豊富なノウハウを有する公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が、当該施設を堅実で良好かつ効果的に管理運営できる唯一の団体であると認められるため。	
兵庫県立淡路夢舞台 公苑、兵庫県立灘山 緑地及び兵庫県立淡 路島公園ハイウェイ オアシスゾーン	淡路市夢舞台 1 番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 淡路夢舞台における経営ノウハウを活かし、ホテル及び各県立施設の管理運営を一元的に行うことで、効率的で効果的な管理運営が期待できるため。	